

下松市立下松中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では校訓「自らなせ、協力せよ、気魄をもて」に基づく学校づくりを推進している。何事にも正しいと思うことに積極的に取り組むとともに、集団の和を尊ぶことを第一とし、困難にも気魄をもって乗り越えていこうとする生徒の育成をめざしている。そのような活動の中であって、「いじめ」は絶対に許してはならない行為である。

しかしながら、学校は集団生活の場であり、生徒一人ひとりを取り巻く家庭環境、生い立ちは様々であり、性格やものの考え方、捉え方は多種多様であることから、対人関係上のトラブルが発生することは当然のことである。よって、そのようなトラブルから「いじめ」に発展することは十分に予測されることである。本校としては、常に「いじめ」が起り得るものとして危機感をもって対処するとともに、日常的に校訓の精神を根底とした未然防止対策に取り組んでいくものである。

特に「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがあるものである。このことから、「いじめは絶対に許されない」という確固とした学校の気風の確立をめざすとともに、万が一、いじめが発生したときには迅速、的確な対応を図り、生徒の尊厳を保持することを目的として、国のいじめ防止対策推進法第13条に基づき、本方針を策定したものである。

1 いじめの定義

(1) いじめの定義

生徒に対して、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な捉え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って捉えるものとする。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めるものとする。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認したい。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係をさす。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見적으로는けんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。

- ⑤ インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等について適切に対応する。
- ⑥ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、加害生徒が好意で行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する。
- ⑦ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることにする。

(3) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 「いじめ対策委員会」の設置

(1) 組織の位置づけ

- ① いじめ防止対策推進法第22条に基づくものとする。
- ② 生徒指導委員会が兼務する。

(2) 構成員

- ① 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、各学年生徒指導担当（3名）、養護教諭、校内特別支援教育コーディネーター、市配置教育相談員
- ② 必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、関係機関（児童相談所、警察、保護司、民生委員、主任児童委員等）の出席を要請する。

(3) 協議の開催

- ① 定例会
毎週水曜日の3校時に開催する生徒指導委員会の前半において、前日に実施したアンケート調査（3(1)①項参照）の結果報告及び一週間の生徒の状況についての情報交換を行い、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめが確認されれば組織的な対応について協議し、対策を実行する。
- ② 臨時会
いじめ発生確認の初期対応及び一学年内で対応できる事案等、それぞれの状況に応じて、生徒指導主任を中心とした構成メンバーにより随時、対応を協議し、対策

を実行する。

3 いじめの防止等の取組

(1) 早期発見・早期対応

① アンケート調査

毎週1回火曜日に生活に関するアンケートを実施する。

アンケート結果は当日中に集計し、学級担任→各学年主任→生徒指導主任→教頭・校長に報告を上げ情報を共有し、必要に応じて、初期対応を図るとともに、「いじめ対策委員会」で情報の共有及び組織的な対応について協議を行う。

② 教育相談体制

ア 定期教育相談

各学期1回、教育相談週間を設定し、担任による個別面談により生徒の悩み等についての聞き取りを実施する。事前にアンケート調査も行い、希望によって担任以外の面談にも応じることとする。

イ チャンス相談

日常の生徒観察によって気にかかる生徒への声かけや、生徒自身からの相談依頼、及び毎週のアンケート（上記①）の記述からの必要性に応じて、随時教育相談を実施する。

③ 心の悩み相談窓口の設置

ア スクールカウンセラー

いじめ被害を含め心の悩み等について、教員以外への相談を希望する生徒について、市教育委員会から学校に一定の日数配置されるスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。日程調整等は教育相談担当が行う。

イ 心の教室相談員

市教育委員会から週3日、相談員が配置（9：15～14：00）される。管理棟2階の図書室前にコーナーを設置し、昼休みを中心に生徒の相談に応じる体制をとる。

(2) 予防対策

① 道徳、人権教育の充実

相手を思いやる心、いじめを見過ごさない正義感等、正しい道徳観、高い人権意識を、道徳の授業を中核として日常の教育活動全体を通じて、その育成に取り組む。

② 学校行事を通じた連帯感の醸成

校外行事（1年：宿泊研修、2年：国際平和学習、3年：修学旅行）、運動会、文化祭（星華祭）等の学校行事を通して、生徒間の連帯感を高め、絆を深めることで、他者を思いやる心の醸成と自他の存在を尊重する意識の高揚に取り組む。

③ 生徒会活動の充実

生徒会の自主的な取組によって、自らいじめを許さない生徒集団の構築に取り組む。

ア あいさつ運動

人間の信頼関係を構築する基礎はコミュニケーションであり、挨拶を交わすこ

とは、互いに敵意のないことの証であり、コミュニケーションをとる初めの言葉として最も重要なものであるとの認識のもと、年間を通して毎朝10分間校門前で実施する。

イ 委員会活動

生徒総会や総務委員会を通して、生徒がよりよく学校生活を送ることができるよう、その対策について年次的に取り組む。

ウ 部活動におけるキャプテン会議

学期に1回及び必要に応じてキャプテン会議を行い、先輩後輩の正しい関わりと良好な人間関係を振り返らせ、よりよい縦割り集団の構築に取り組む。

④ ボランティア活動

校内環境の整美や地域に出向いての奉仕作業（地域のお祭りや子ども会行事への手伝い等）を通して、奉仕の精神を育むとともに、人との関わりを通してコミュニケーション能力を高め、協調の精神の育成に取り組む。

4 いじめ発生時の対応

いじめの疑いに係る情報や行為の確認があったときには、緊急のいじめ対策委員会を招集し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。また、必要に応じて、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

特に被害生徒を守り通すことを保障し、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

5 重大事態への対処

いじめにより重大事態が発生したときには、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて、学校の設置者である市及び市教育委員会の指導のもとで対策を講ずるものとする。

重大事態とは以下のことを想定したものとする。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 年間30日を目安として、一定期間、連続して欠席している場合

6 いじめ対策の検証

学校評価において、いじめに対する取組の評価項目を設定し、教員及び保護者による評価を年2回実施する。その評価結果及び取組の状況を学校関係者評価委員会で報告し、指導助言を得て、次年度の改善に取り組む。